

寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ (特別徴収税額等の通知) 第10条 条例第17条の規定により個人の町民税を特別徴収の方法によつて徴収する場合の通知は、<u>町民税・県民税特別徴収義務者指定及び税額通知書</u>（第7号様式）による。 ～略～ 別表（第23条関係） （略） 町民税・県民税納税通知書（普通徴収分） 第36号様式 町民税・県民税特別徴収税額変更通知書 第37号様式 町県民税変更（決定）通知書 第38号様式 （略） 第1号様式～第6号様式（略） 第7号様式（第10条関係） （別紙のとおり） 第8号様式～第35号様式（略） 第36号様式（別表関係） （別紙のとおり） 第37号様式 （別紙のとおり） 第38号様式 （別紙のとおり） 第39号様式～第46号様式（略）	～略～ (特別徴収税額等の通知) 第10条 条例第17条の規定により個人の町民税を特別徴収の方法によつて徴収する場合の通知は、<u>給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）</u>（第7号様式）による。 ～略～ 別表（第23条関係） （略） 町民税・県民税・森林環境税税額決定納税通知書 第36号様式 町民税・県民税特別徴収税額変更通知書 第37号様式削除 町県民税変更（決定）通知書 第38号様式削除 （略） 第1号様式～第6号様式（略） 第7号様式（第10条関係） （別紙のとおり） 第8号様式～第35号様式（略） 第36号様式（別表関係） （別紙のとおり） 第37号様式及び第38号様式 削除 第39号様式～第46号様式（略） 附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正後の第7号様式及び第36号様式の規定は、令和6年度分の町民税から適用し、令和5年度分までの町民税については、なお従前の例による。

寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現行	改正案																							
第7号様式（第10条関係） 第7号様式（第10条関係） 年度町民税・県民税特別徴収義務者指定及び税額通知書 指定番号 特別徴収義務者 様 年 月 日 寒川町長 氏 名 図 地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに寒川町町税条例第18条の規定によって貴社(所)を 年度町民税県民税特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額を次のとおり通知します。なお、同封いたしました「納税者への通知書」を各納税者に切り離して交付ねがいます。 <table><thead><tr><th rowspan="2">納税人員</th><th rowspan="2">課税標準額</th><th colspan="2">町民税</th><th colspan="2">県民税</th><th rowspan="2">年税額</th><th colspan="2">月割額</th></tr><tr><th>所得割額</th><th>均等割額</th><th>所得割額</th><th>均等割額</th><th>6月分</th><th>7月分以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>人</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></tbody></table>	納税人員	課税標準額	町民税		県民税		年税額	月割額		所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	6月分	7月分以降	人	円	円	円	円	円	円	円	円
納税人員			課税標準額	町民税		県民税		年税額	月割額															
	所得割額	均等割額		所得割額	均等割額	6月分	7月分以降																	
人	円	円	円	円	円	円	円	円																

寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
第36号様式（別表関係）	第36号様式（別表関係）
第36号様式（別表関係）	第36号様式（別表関係）
町民税・県民税 納税通知書	町民税・県民税・森林環境税 税額 納税 決定通知書
この納税通知書により、各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。	町対の普通徴収納付書により、各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。
寒川町長	寒川町長
世帯番号 通知番号	
納期限	
第1期分	
第2期分	
第3期分	
第4期分	
課税の根拠等については通知書の裏面をご覧ください。 領収書は5年間保管してください。	課税の根拠等については裏面をご覧ください。 領収書は5年間保管してください。
	納税徴収書
	住所番号 通知番号
	年金の種類
	支払者名称
	法人番号
	下記に記号のある方は口座振替納税です。
	金融機関
	口座種別
	口座番号
	口座名義人
	納付区分
	【普通徴収期別納付額】
	期別 納付額 納期限
	第1期分
	第2期分
	第3期分
	第4期分
	【年金特別徴収月別徴収額】
	徴収月 徴収額
	4月
	6月
	8月
	10月
	12月
	2月
	徴収月 徴収額
	(至4月)
	(至6月)
	(至8月)
	※公的年金特別徴収対象者のみ

寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現行

(第1面) 兼 (第2面) 隨時課稅用

町民税・県民税の決定または変更通知書
下記のとおり決定(変更)しましたので通知します。
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

納税義務者		
世帯番号		
通知番号		
年金の権利 支払者名称		

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
納付方法			

決定(変更) 理由	
--------------	--

区 分		変更前の額 円	変更後の額 円
所得金			
合 計 所 得 金 額			

所			
得			
控			
除			
金			
額			

	所得控除計		
總	所得課税標準額		
分	種課税標準額		

[illegible]

区 分		変更前の 額	変更後の 額
町	総 所 得 の 所 得 割 額		
	分 離 課 税 の 所 得 割 額		
	税 額 控 除 額		
	均 等 割 額		
	計 (100 円未満切捨)		
県	総 所 得 の 所 得 割 額		
	分 離 課 税 の 所 得 割 額		
	税 額 控 除 額		
	均 等 割 額		
	計 (100 円未満切捨)		
年	税 額		
	控 除 不 足 額		
	納 付 額		
	還 付 充 当 可 能 額		

控記		扶養		障害		本人該当事項			
		特定 老人	その他 老人	同居 その他	非同居 その他	未成 年	障害 特他	寡婦 一般 特別	寡夫 学生
有	無	老							

(特別徴収及び賦課内寸額)

公	区 分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円
納	納 付 合 計			
の	4月			
保	8月			
金	8月			
	10月			
特	12月			
別	2月			
徴	徴 収 額	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円
消	翌 4 月			
取	翌 8 月			
	翌 10 月			

	区 分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円
総 与 特 別 費 収	納 付 合 計			
	8月			
	7月			
	8月			
	8月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
	4月			
5月				

[illegible]

改正案

(第1面) 兼 (第2面) 隨時課稅用

町民税・県民税の決定または変更通知書
下記のとおり決定（変更）しましたので通知します。
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

納税義務者			
法 務 審 判 所		通 知 審 判 所	
年金の種別			
支払者名称			
法 人 審 判 所			

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関			
口座種別		口座種別	
口座名義人			
納付方法			

決定 (変更) 理 由	
----------------	--

控除配		扶養		障害		本人該当事項					
		特定 同居 内	老人 同居 内	その他 世帯主 同居 内	特別 同居 内	その他 人		障害 未成 年物 他		養 育 費	ひとり 親
有	無	△	△								

区 分		変更前の額	変更後の額
所得金額			
合 計 所 得 金 額			
所得控除金額			
所 得 控 除 金 額 計			
繰上所得控除標準額			
分 離 課 税 標 準 額			

区 分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円	納税額
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				
随1				
随2				
随3				
随4				
過剰分				

[illegible]

(特別徴収月割納付額)					(国民健康保険)
区分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円		調整箇所
公的年金等 特別徴 収	納付合計				
	4月				
	6月				
	8月				
	10月				
	12月				
医 療 収	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円		
	4月				
	6月				
	8月				
	10月				
	12月				
給付特別 徴収	区分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円	
	納付合計				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				

寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現行

(第2面)

所得金額			所得控除額			税 額			町 民 税	県 民 税
総合課税 所得の内訳	給与収入金額		雇 損 控 除			総 所 得				
	給与所得		医療費控除			分離短期譲渡所得				
	営業等所得		小規模企業共済			分離長期譲渡所得				
	農業所得		社会保険料控除			山林所得				
	不動産所得		生命保険料控除			特例肉用牛所得				
	利子所得		地震保険料控除			株式等譲渡所得				
	配当所得		寄附金控除			先物取引所得				
	公的年金等所得金額		障害・寡・勤			税額控除額				
	その他所得		配偶者控除			所得割額				
	雑所得		扶養控除			所等割額				
短期・長期・一時所得			基礎控除			合 計				
			所得控除計			給付記	扶 養	障 害	年 税 額 (A)	
損失の繰越控除額			課 税 標 準 額			有 限 公 司 株 主 特 定 人	老 人 同 居 人	そ の 他 同 居 人	特 別 徴 収 税 額 (B)	
総 所 得 金 額		総 所 得							差 引 年 税 額 (A) - (B)	
分離短期譲渡所得		分離短期譲渡所得							控 除 不 足 額 (D)	
分離長期譲渡所得		分離長期譲渡所得								
山 林 所 得		山 林 所 得				本人該当事項				
特例肉用牛所得		特例肉用牛所得				未成年 特例 所得 者 等 特 定 人	障害 者 特 別 給 付 金 受 取 人		(C) ≥ (D) の 場 合	納 付 額 (C) - (D)
株式等譲渡所得		株式等譲渡所得							(C) < (D) の 場 合	還付充当可能額 (D) - (C)
先物取引所得		先物取引所得								

※税額控除額の欄には、配当控除額、住宅借入金等特別控除額、外国税額控除額、税額調整額、配当割戻控除額、株式等譲渡所得割戻控除額、所得割特減減免額の合計額が記載されています。

改正案

(第2面)

通知番号		所得金額		所得控除額		税 額		町 民 税		県 民 税		[市民税]	
総合課税所得の内訳	所得金額	所得控除額	総所得	山林所得	税額控除額	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額
	給与収入金額 給与所得(所得金額から給与控除額を差し引き)	給与控除額	山林所得	分庫短期譲渡所得	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
	営業所得	医療費控除	山林所得	分庫長期譲渡所得	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
	農業所得	小規模企業共済	山林所得	株式等譲渡所得	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
	不動産所得	社会保険料控除	山林所得	上場株式等の配当所得	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
	利子所得	生命保険料控除	山林所得	先物取引所得	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
	配当所得	地震保険料控除	山林所得	特例肉用牛所得	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
	公的年金等所得金額	障害・寡・ひ・勤	山林所得	税額控除額	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
	年金等所得金額	配偶者控除	山林所得	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額
	雑所得	配偶者特別控除	山林所得	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	所得割減金額	所得割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額
その他所得	扶養控除	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
雑所得	基礎控除	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
雑所得	所得控除計	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
損失の繰越控除額	課税標準額	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
総所得金額	総所得	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
山林所得	山林所得	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
分庫短期譲渡所得	分庫短期譲渡所得	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
分庫長期譲渡所得	分庫長期譲渡所得	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
株式等譲渡所得	株式等譲渡所得	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
上場株式等の配当所得	上場株式等の配当所得	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
先物取引所得	先物取引所得	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	
特例肉用牛所得	特例肉用牛所得	山林所得	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	均等割減金額	均等割額	森林環境税免除額	森林環境税額	年税額	給与特別徴収税額	

寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現行

改正案

第37号様式

第37号様式

町民税・県民税特別徴収税額変更通知書

指定番号

特別徴収義務者

様

年 月 日

寒川町長 氏 名 図

地方税法第41条及び第321条の6第1項の規定によつて次のとおり通知します。なお、同封いたしました「納税者への通知書」を各納税者に切り離して交付ねがいます。

区 分	納 税 員	年 税 額	月 割 額											
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
既に通知した特別徴収税額														
変更になつた特別徴収税額														

第37号様式及び第38号様式

削除

第38号様式

第38号様式

年度・町県民税変更(決定)通知書	通知書番号	区 分	変 更 前	変 更 後	差引増減額
		所 得 金 額			
住 所 氏 名 寒川町長 氏 名 図 次の理由により変更(決定)します。 あなたの(所得及び控除)が変更になりましたので第 期より税額を変更しました。また、あなたの特別徴収分の税額が(□増額 □減額)になりましたので第 期より税額を変更しました。	年 月 日	課 税 標準額	総 合 課 税 法 人		
		町 民 税 均 等 割	税 額 控 除 所 得 割 課 税 法 人		
		県 民 税 均 等 割	税 額 控 除 所 得 割 課 税 法 人		
		年 税 額	特 別 徴 収 普 通 徴 収		
		第 1 期			
		第 2 期			
		第 3 期			
		第 4 期			
		取 税 務 署 資 料 消 査 正 複 特 徴 切 替			